

千曲市教職員自家用車の公務使用取扱規程の一部を改正する訓令について

千曲市教職員自家用車の公務使用取扱規程（平成15年千曲市教育委員会訓令第7号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「第2条第2項」を「前条第2項」に改め、同条第2項第6号中「場合」の次に「。ただし、高速道路を利用する場合は、走行距離にかかわらず1日の運転時間が5時間を超える場合」を加える。

様式第2号中

「

用務地

」を

「

用務地	高速道路 利用の有無

」に改める。

附 則

この訓令は、令和3年12月1日から施行する。

条例、規則等制定提案理由書

条例、規則等の名称	千曲市教職員自家用車の公務使用取扱規程
制定区分 (該当字句を ○で囲む)	新 規 <input checked="" type="checkbox"/> 一部改正 全部改正
制定する根拠 及びその内容 (法令、準則等 の名称)	
<p><u>提案理由</u></p> <p>自家用車の公務使用に際して、校外活動の下見のため県外に行く場合において、現行の規程では距離と時間による上限により、自家用車を使用することができない場合があることから、高速道路の使用に関する規定を追加する改正を行う。</p>	

千曲市教職員自家用車の公務使用取扱規程（平成15年千曲市教育委員会訓令第7号）新旧対照表

現行	改正後
<p>(承認の範囲)</p> <p>第3条 校長は、<u>第2条第2項</u>による承認を求められたときは、次のいずれかに該当する場合に限り承認できるものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>2 校長は、前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当すると認める場合は、承認しないものとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 1日の走行距離が200キロメートル又は1日の運転時間が5時間を超える場合_</p> <hr/> <p>(7) (略)</p> <p>様式第2号（第2条関係） 別紙</p>	<p>(承認の範囲)</p> <p>第3条 校長は、<u>前条第2項</u>による承認を求められたときは、次のいずれかに該当する場合に限り承認できるものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>2 校長は、前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当すると認める場合は、承認しないものとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 1日の走行距離が200キロメートル又は1日の運転時間が5時間を超える場合。<u>ただし、高速道路を利用する場合は、走行距離にかかわらず1日の運転時間が5時間を超える場合</u></p> <p>(7) (略)</p> <p>様式第2号（第2条関係） 別紙</p>

